平成２４年（フ）第５２号
兵庫県たつの市揖西町南山２丁目98番地
債務者　塚本　栄子
1　決定年月日時　平成25年１月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月25日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２４年（フ）第７１号
兵庫県たつの市揖保川町半田703番地の１
揖保川病院内、住民票上の住所兵庫県揖保郡太子町太田343番地
債務者　岸本　政一
1　決定年月日時　平成25年１月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月25日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２４年（フ）第１６６号
鳥取県境港市夕日ケ丘２丁目195番地２
債務者　石田亜紀子
1　決定年月日時　平成25年１月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月25日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２４年（フ）第２７８号
広島県福山市春日町浦上376番地、住民票上の住所広島県福山市春日町７丁目９番36号
債務者　下江　孝子
1　決定年月日時　平成25年１月22日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月25日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２４年（フ）第６５６号
北九州市八幡西区別当町３番23号
債務者　増根　隆文
1　決定年月日時　平成25年１月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月25日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第８９７号
北九州市八幡西区里中３丁目10番17号202号
債務者　中村塗装工業こと　中村　正喜
1　決定年月日時　平成25年１月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月25日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第８９８号
北九州市八幡西区里中３丁目10番17号202号
債務者　中村　和子
1　決定年月日時　平成25年１月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月25日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第９１０号
北九州市小倉南区沼本町１丁目11番１―307号
債務者　俊成美代子
1　決定年月日時　平成25年１月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月25日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第２号
北九州市小倉北区朝日ケ丘２番５―1008号
債務者　岡野紗由里
1　決定年月日時　平成25年１月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月25日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第７３号
鹿児島県大島郡与論町大字茶花2203番地３基住宅202、前住所鹿児島県大島郡与論町大字茶花2421番地５
債務者　町　　徳雄
1　決定年月日時　平成25年１月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月25日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２４年（フ）第６１号
沖縄県国頭郡恩納村字恩納7152番地
債務者　平良　博信
1　決定年月日時　平成25年１月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月25日まで
那覇地方裁判所名護支部

平成２４年（フ）第６２号
沖縄県名護市大中５丁目４番30号
債務者　比嘉　　努
1　決定年月日時　平成25年１月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月25日まで
那覇地方裁判所名護支部

平成２４年（フ）第３６０号
岩手県北上市常盤台４丁目５番10号　県営藤沢アパート３―208号
債務者　来内　和徳
1　決定年月日時　平成25年１月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第１８６号
福島県郡山市日和田町８丁目字仲鹿島後19番地
債務者　村田　　悟
1　決定年月日時　平成25年１月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２４年（フ）第１９２号
福島県郡山市富久山町福原字惣ケ久保69番地の５
債務者　佐藤　勝秋
1　決定年月日時　平成25年１月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２４年（フ）第２７８号
神戸市西区王塚台４丁目１番地　県住１―209号
債務者　坂元　**荘**八
1　決定年月日時　平成25年１月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２４年（フ）第２８２号
兵庫県明石市大久保町大窪831番地の10
債務者　石井　幸子
1　決定年月日時　平成25年１月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２４年（フ）第２８５号
神戸市西区竜が岡４丁目６番地の１　県住903号
債務者　牧　　貴子
1　決定年月日時　平成25年１月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係